

令和6年12月26日
健康福祉部障害福祉事業課
043-223-3980

障害福祉サービス事業者への行政処分について

県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に基づき、株式会社恵が運営する12の障害福祉サービス事業所に対し、監査を実施した結果、10事業所において法第50条第1項の規定に該当する事実を確認したため、本日、次のとおり行政処分を行いました。

1 処分対象事業者

- (1) 法人の名称・代表 株式会社 恵 代表取締役 なかで りょうすけ 中出 了輔
(2) 法人の所在地 東京都港区芝5-3-2 +SHIFT MITA6階

2 処分対象事業所

	事業所名	所在市	サービス種別	定員	指定期間
1	グループホーム ふわふわ八千代島田台	八千代市	指定共同生活援助 (日中サービス支援型)	20名	令和4年7月1日 ～令和10年6月30日
2	グループホーム ふわふわ木更津貝渕	木更津市	〃	30名	令和3年1月1日 ～令和8年12月31日
3	グループホーム ふわふわ君津外箕輪	君津市	〃	15名	令和4年4月1日 ～令和10年3月31日
4	グループホーム ふわふわ佐倉	佐倉市	〃	20名	令和3年9月1日 ～令和9年8月31日
5	グループホーム ふわふわ四街道	四街道市	〃	20名	令和3年7月1日 ～令和9年6月30日
6	グループホーム ふわふわ野田上花輪	野田市	〃	20名	令和3年11月1日 ～令和9年10月31日
7	グループホーム ふわふわ松戸	松戸市	〃	20名	令和3年9月1日 ～令和9年8月31日
8	グループホーム ふわふわ市原菊間	市原市	〃	20名	令和4年5月1日 ～令和10年4月30日
9	グループホーム ふわふわ桜井新町	木更津市	〃	20名	令和3年5月1日 ～令和9年4月30日
10	グループホーム ふわふわ野田尾崎	野田市	〃	10名	令和4年4月1日 ～令和10年3月31日

県所管の共同生活援助事業所は、上記の10事業所のほか、2事業所（グループホームふわふわ東金：東金市、グループホームふわふわ習志野実籾：習志野市）がある。

3 処分の内容等

(1) 処 分 内 容

	事業所名	処分内容
1	グループホーム ふわふわ八千代島田台	指定の一部効力の停止 12 か月（新規受入停止） 令和6年12月27日～令和7年12月26日
2	グループホーム ふわふわ木更津貝渕	指定の一部効力の停止 6 か月（新規受入停止） 令和6年12月27日～令和7年6月26日
3	グループホーム ふわふわ君津外箕輪	〃
4	グループホーム ふわふわ佐倉	〃
5	グループホーム ふわふわ四街道	指定の一部効力の停止 3 か月（新規受入停止） 令和6年12月27日～令和7年3月26日
6	グループホーム ふわふわ野田上花輪	〃
7	グループホーム ふわふわ松戸	〃
8	グループホーム ふわふわ市原菊間	〃
9	グループホーム ふわふわ桜井新町	〃
10	グループホーム ふわふわ野田尾崎	〃

(2) 処分年月日：令和6年12月26日

4 処分の理由 ※詳細は、別紙のとおり

(1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号該当】 過大徴収総額24,943,092円 利用者から食材料費を過大徴収していた。

〔 八千代島田台、木更津貝渕、君津外箕輪、佐倉、四街道、野田上花輪、松戸、
市原菊間、桜井新町、野田尾崎 〕

(2) 虚偽の報告【法第50条第1項第7号該当】

勤務できない者等が勤務したとする勤務表が提出された。

(八千代島田台、木更津貝渕、君津外箕輪)

(3) 不正請求【法第50条第1項第6号該当】 総額1,905,916円

適切に人員を配置していないにもかかわらず、配置しているものとして、不正に
訓練等給付費の請求を行った。(八千代島田台、佐倉)

【別紙】 行政処分の原因となる事実

1 グループホームふわふわ八千代島田台

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 281, 822円 (過大徴収額)
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和4年8月～令和4年12月、令和5年2月～令和5年3月)

- (2) 虚偽報告及び給付費に係る不正請求【第50条第1項第6号、7号】

777, 886円

法第48条第1項の規定により、全事業所の従業員等の勤務体制及び勤務形態一覧表(以下、「勤務体制表」という。)の提出を求めたところ、当該事業所では勤務できない者を当該事業所のサービス管理責任者として勤務していたとする実態と異なる勤務体制表が提出された。(令和4年12月、令和5年3月)

また、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、サービス管理責任者を適切に配置していない状態であったにもかかわらず、適切に配置していたものとして、サービス管理責任者欠如減算を適用せず不正に訓練等給付費を請求した。(令和5年3月)

2 グループホームふわふわ木更津貝淵

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 6, 395, 811円 (過大徴収額)
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年1月～令和5年3月)

- (2) 虚偽報告【第50条第1項第7号】

法第48条第1項の規定により、全事業所の勤務体制表の提出を求めたところ、当該事業所で勤務できない者や退職した者を当該事業所のサービス管理責任者として、勤務していたとする実態と異なる勤務体制表が提出された。(令和4年4月～令和4年9月)

3 グループホームふわふわ君津外箕輪

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 961, 672円 (過大徴収額)
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和4年4月～令和5年3月)

- (2) 虚偽報告【第50条第1項第7号】

法第48条第1項の規定により、全事業所の勤務体制表の提出を求めたところ、管理者として勤務していないにもかかわらず、当該事業所で「管理者兼サービス管理責任者」として勤務していたとする実態と異なる勤務体制表が提出された。
(令和4年4月～令和4年6月、令和4年10月～令和4年12月)

4 グループホームふわふわ佐倉

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 1, 879, 023円 (過大徴収額)
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年9月～令和4年5月、令和4年7月～令和4年12月、令和5年2月～令和5年3月)

- (2) 不正請求【法第50条第1項第6号】 1, 128, 030円

法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等に要する費用について、世話人の配置が算定要件を満たしていないにもかかわらず、人員を適切に配置していたものとして不正に訓練等給付費の請求を行った。(令和6年1月～令和6年2月)

5 グループホームふわふわ四街道

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 3, 704, 419円 (過大徴収額)
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年7月～令和4年8月、令和4年10月、令和4年12月～令和5年1月)

6 グループホームふわふわ野田上花輪

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 1, 456, 155円 (過大徴収額)
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年11月～令和4年8月、令和4年10月～令和4年12月、令和5年2月～令和5年3月)

7 グループホームふわふわ松戸

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 4, 223, 081円 (過大徴収額)
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年9月～令和5年3月)

8 グループホームふわふわ市原菊間

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 1, 047, 826円 (過大徴収額)
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和4年5月～令和5年3月)

9 グループホームふわふわ桜井新町

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 3, 857, 239円 (過大徴収額)
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和3年5月～令和3年11月、令和4年1月～令和5年1月、令和5年3月)

10 グループホームふわふわ野田尾崎

- (1) 人格尊重義務違反【法第50条第1項第3号】 1, 136, 044円 (過大徴収額)
利用者から食材料費を過大に徴収し、不当に財産上の利益を得ていた。(令和4年4月～令和5年3月)

【参考】 関係法令

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（指定の取消し等）

第50条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

三 指定障害福祉サービス事業者が、第四十二条第三項の規定に違反したと認められるとき。

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

七 指定障害福祉サービス事業者が、第四十八条第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。